

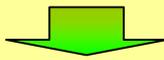
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案 < 予算関係法律案・日切れ扱い >

平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、土地利用基本計画作成費等交付金の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てる交付金制度の創設等所要の改正を行う。

「全国都市再生～稚内から石垣まで～」の推進

< 取組の例 >

中心市街地の再生 駅周辺の整備 歴史的街並み・水辺の再生・・・
地域資源を活用した都市観光・新たな産業の振興・・・
環境共生・福祉等を核にしたまちづくり 防犯・防災まちづくり・・・



支援のための基本的枠組の構築

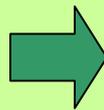
市町村の創意工夫が活かせる

新たな「まちづくり交付金」の創設

(平成16年度予算 1,330億円)

< 補助金 >

対象施設等の種類は限定
施設別に一件一件審査
国の詳細な事前関与

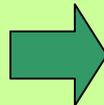


< 交付金 >

提案により追加可能
計画を一体として採択
事後の評価重視へ

市町村へまちづくりに関する権限をできる限り一体化

都道府県が決定する都市計画
国道・都道府県道に関する事業



都市再生に必要な場合、都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施

行政とNPO法人等の民間まちづくり主体との協働

上記の措置を一体として取り組むため市町村が作成する
「都市再生整備計画」を法律に位置付け

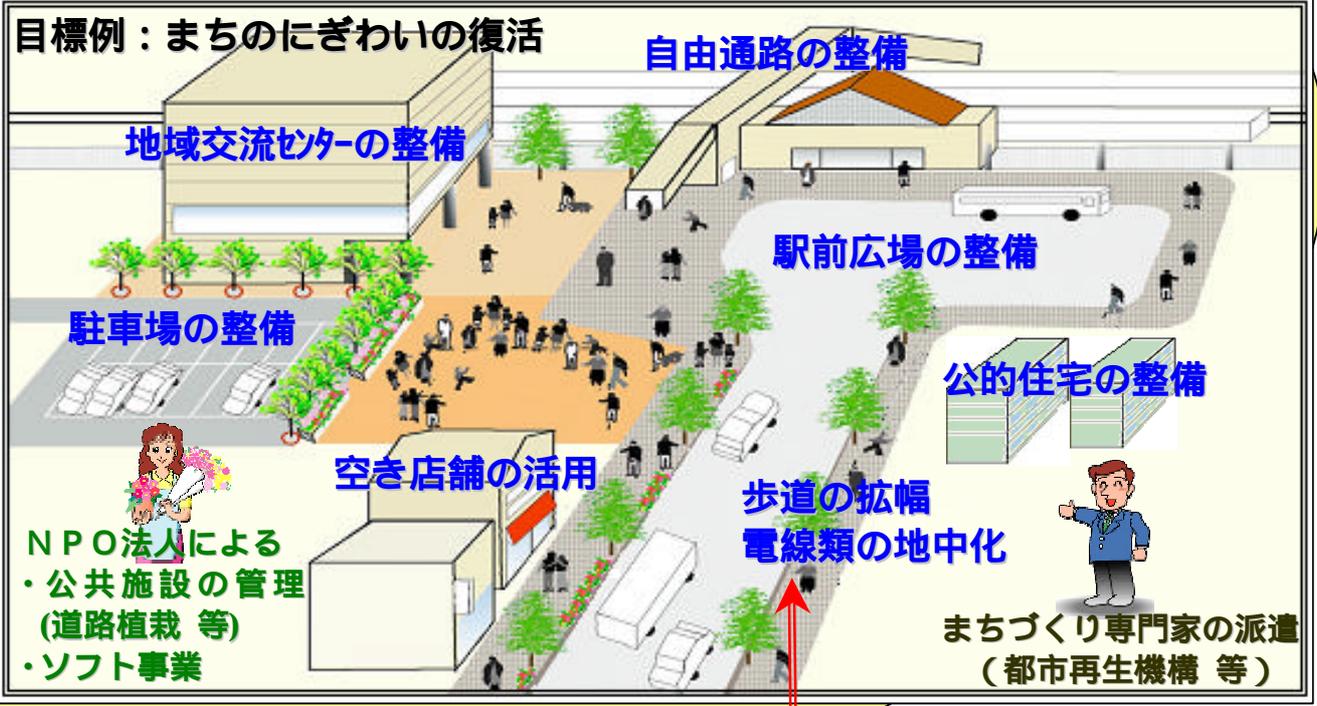
全国都市再生の推進のため、地域の実情を熟知した市町村が一元的かつ効果的に公共公益施設等の整備を実施



都市再生整備計画の作成

まちづくり交付金
・市町村の自主性・裁量性が高い交付金により、計画を一体的に支援。
・住民活動等を含む総合的な取り組みの達成状況等を事後的に評価。

[整備イメージ]



行政とNPO法人等
民間まちづくり主体
との協働

都道府県道の場合も
市町村が一体的に整備可

まちづくりに
関する権限の一体化
市町村が、都道府県等の同意を得て都市計画の決定、県道等の事業を実施